

横浜市庁舎駐車場条例施行規則新旧対照表

現 行			改正案		
別表（第7条の2）			別表（第7条の2）		
使用料の区分	適用駐車時間	使用料の額	使用料の区分	適用駐車時間	使用料の額
一般料金	午前8時15分から午後10時30分まで（平日割増料金が適用される場合を除く。）	（省 略）	一般料金	午前8時15分から午後10時30分まで	（省 略）
（省 略）			（省 略）		
平日割増料金	平日の午前8時45分から午後5時まで（連続して3時間を超えて駐車する場合に限る。）	30分までごとに200円	（削除）		
（省 略）					
（備考）			（備考）		
<p>1 一般料金に係る適用駐車時間から夜間料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、一般料金に係る適用駐車時間の区分（この表の一般料金に係る使用料の額の欄に規定する時間までをいう。以下同じ。）が午後10時30分の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、一般料金を適用する。</p> <p>（2省略）</p> <p>3 <u>一般料金に係る適用駐車時間から平日割増料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、一般料金に係る適用駐車時間の区分が午前8時</u></p>			<p>1 一般料金に係る適用駐車時間から夜間料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、一般料金に係る適用駐車時間の区分（この表の一般料金に係る使用料の額の欄に規定する時間までをいう。）が午後10時30分の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、一般料金を適用する。</p> <p>（2省略）</p> <p>（削除）</p>		

<p><u>45 分の時点において終了しないときは、この表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、一般料金を適用する。</u></p> <p><u>4 平日割増料金に係る適用駐車時間から一般料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、平日割増料金に係る適用駐車時間の区分（この表の平日割増料金に係る使用料の額の欄に規定する時間までをいう。）が午後 5 時の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、平日割増料金を適用する。</u></p> <p><u>5 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは横浜市の休日を定める条例(平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号) 第 1 条第 1 項に規定する横浜市の休日をいう。</u></p> <p><u>6 (本文省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>3 「休日」とは横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する横浜市の休日をいう。</u></p> <p><u>4 (本文省略)</u></p>
--	--